

# 葛卷町農業委員会 第 26 回総会議事録

1 日 時 令和5年8月23日(水) 午後1時30分から午後2時4分

2 会 場 葛巻町役場 まき×まきホール

3 会議に付した議案

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて

議案第6号 葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

4 出席委員

① 深 澤 進            ② 門 場 政 一            ③ 藤 森 康 隆

④ 上 家 照 男            ⑤ 川 崎 美由起            ⑥ 久 保 淳

⑦ 落 宰 勝            ⑧ 星 野 順 子            ⑨ 外 平 静 子

5 欠席委員

なし

6 議事録署名委員

② 門 場 政 一            ③ 藤 森 康 隆

7 書記(農業委員会事務局)

和 野 美 歌 (事務局長補佐)      吉 田 実 菜 (総務係長)

ただ今から、葛巻町農業委員会第26回総会を開会いたします。本日の出席委員は9名中9名で、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。

本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は2番門場職務代理、3番藤森委員のお二人を指名いたします。また、会議書記は、事務局職員の和野補佐、吉田係長を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を行います。会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

### 議長(深澤会長)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第3、会務報告について事務局の説明を求めます。和野補佐。

### 事務局(和野補佐)

| 月 日   | 内 容                              | 出席者                  |
|-------|----------------------------------|----------------------|
| 7月24日 | なたねの収穫(再生協:小田)                   | 深澤、門場、外平、遠藤、端坂、和野、山下 |
| 7月25日 | なたねの収穫(再生協:小田~上田野)               | 深澤、門場、外平、遠藤、端坂、山下    |
|       | 不作付地の耕作再開等に向けた県農業会議との打合せ         | 和野、吉田                |
| 7月26日 | なたねの収穫(再生協:田野~冬部)                | 深澤、門場、川崎、外平、遠藤、端坂、山下 |
| 7月27日 | なたねの収穫(再生協:吉ヶ沢)                  | 深澤、外平、山下             |
|       | 地域計画の振興局との打合せ<br>(3階 ミーティングスペース) | 和野                   |
| 7月28日 | なたねの収穫(再生協:江刈馬淵)                 | 深澤、川崎、山下             |
|       | 地域計画の策定に向けた先進的な地域とのWEB意見交換       | 和野                   |
| 8月10日 | なたねの収穫(再生協:江刈馬淵)                 | 川崎、山下                |
| 8月16日 | 現地確認調査                           | 門場、外平、和野、山下          |

### 議長(深澤会長)

ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

(「なし」の声あり)

### 議長(深澤会長)

ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

次に日程第4、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてを議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。和野補佐。

### 事務局(和野補佐)

議案書は1ページをご覧ください。

今月の農地法第3条の3第1項の規定による届出書は1件でございます。●●地区の●●●●さんが父・●●●さんが亡くなったことにより田3筆・畑2筆を相続し、登記が完了したことにより取得したものです。面積等はいずれも記載のとおりです。受理通知書については、8月17日に送付させていただいております。以上でございます。

**議 長（深澤会長）**

この事案は現地確認が行われております。現地確認結果を2番、門場職務代理にお願いします。

**2 番（門場職務代理）**

現地確認の結果を報告します。田3筆は、デントコーン畑として利用され、畑2筆は草刈りを行い、管理されていまして。以上です。

**議 長（深澤会長）**

以上で報告が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

**議 長（深澤会長）**

ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

次に日程第5、報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。和野補佐。

**事務局（和野補佐）**

議案書は2ページをご覧ください。今月は、6件の工事進捗状況報告書を受理しましたので、ご報告いたします。1番～5番は、●●●●の●●●●●●●●●●が砂利採取のため一時転用許可を受けた分ですが、今年3月に●●●●が倒産し、その後、●●●●●●●●●●から委託を受けた●●●●●●●●●●が、埋め立てを行い、7月18日に報告書が提出されました。

6番は、●●●●の●●●●●●●●●●さん、●●●●●●●●●●さんが住宅建築のため永久転用許可を受けた分の完了報告で、8月10日に報告書が提出されました。8月16日に門場職務代理と外平委員が、工事の完了を確認しております。なお、それぞれ地区担当の木戸場推進委員、外山推進委員からは、特に意見がない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。以上でございます。

**議 長（深澤会長）**

この事案は現地確認が行われております。現地確認結果を9番、外平委員にお願いします。

**9 番（外平委員）**

現地確認の結果を報告します。1～5番は、埋め戻し、整地が行われ、表土も良好でした。6番は、住宅が建築され完成しておりました。以上です。

**議 長（深澤会長）**

以上で報告が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

**議 長（深澤会長）**

ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

次に日程第6、報告第3号農地法第18条第6項の規定による報告書の受理についてを議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。和野補佐。

**事務局（和野補佐）**

議案書は3ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知書を2件受理しましたので、ご報告いたします。1番と2番は●●●●の●●●●●●●●●●さん相続人代表●●●●●●●●●●さん所

有の●●第●地割字●●●の田1筆、1,483㎡で、農地中間管理機構である岩手県農業公社を通じて●●●●の●●●●さんが賃貸借していたもので、賃貸人の都合により解約するものです。解約成立日は令和5年7月13日となります。以上でございます。

**議 長（深澤会長）**

説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

**議 長（深澤会長）**

ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

次に日程第7、議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。和野補佐。

**事務局（和野補佐）**

議案書4ページをご覧ください。一括方式について、ご説明いたします。●●●●の●●●●●●●●●●さん所有の田1筆、5,073㎡を、農地中間管理機構である岩手県農業公社を通して、●●●●●●●●●●の●●●●●●●●●●さんと賃貸借するものです。新規の案件となります。利用目的や期間などについては、それぞれ、お目どおしいただきたいと思っております。以上でございます。

**議 長（深澤会長）**

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

**議 長（深澤会長）**

ないようですので、採決に移りたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長（深澤会長）**

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

**議 長（深澤会長）**

挙手全員です。よって議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定いたします。

ここで議長を交代いたします。

（議長を門場職務代理と交代）

**議 長（門場職務代理）**

次に日程第8、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。この案件は座席番号1番の深澤会長が、賃貸借の当事者となりますので農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、退席をお願いいたします。

（1番 深澤会長 退席）

**議 長（門場職務代理）**



以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

(「なし」の声あり)

**議長 (深澤会長)**

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (深澤会長)**

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

**議長 (深澤会長)**

挙手全員です。よって議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定いたします。

次に日程第10、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。この案件は座席番号14番の辰柳推進委員が、賃貸借の当事者となりますので農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、退席をお願いいたします。

(14番 辰柳推進委員 退席)

**議長 (深澤会長)**

事務局より議案の説明を求めます。和野補佐。

**事務局 (和野補佐)**

議案書は8ページをご覧ください。利用権設定について、ご説明いたします。●●●●の●●●●さん相続人代表●●●●さん所有の田4筆2,521㎡を、●●●の●●●●さんが賃貸借するものです。更新で、使用目的、期間はお目しをお願いいたします。以上でございます。

**議長 (深澤会長)**

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

(「なし」の声あり)

**議長 (深澤会長)**

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (深澤会長)**

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

**議長 (深澤会長)**

挙手全員です。よって議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定いたします。辰柳推進委員は入室してください。

(15番 辰柳推進委員 入室)

**議長（深澤会長）**

次に日程第11、議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについてを議題とします。事務局より提案理由の説明を求めます。和野補佐。

**事務局（和野補佐）**

議案書は9ページからご覧ください。●●●の●●●●さん所有の●●第●地割●●●の畑1筆 586 m<sup>2</sup>です。10ページをご覧ください。農地以外の目的に供されるに至った事由は、平成18年、農地であるという認識がなく、災害復旧工事の砂利置場等として提供してしまったものです。申請地の位置図につきましては、11ページをご覧ください。現在も、砂利などが埋められているため、今後、農地として使用することはないものと思われまます。なお、地区担当の柳岡推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。以上でございます。

**議長（深澤会長）**

この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を2番門場職務代理にお願いします。

**2番（門場職務代理）**

現地確認の結果を報告します。この土地には砂利が埋め込まれており、今後、農地として使用することは難しいと思われました。以上です。

**議長（深澤会長）**

以上で報告が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

**議長（深澤会長）**

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（深澤会長）**

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

**議長（深澤会長）**

挙手全員です。よって議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについては、原案のとおり決定いたします。

**議長（深澤会長）**

次に日程第12、議案第6号、葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題とします。事務局より提案理由の説明を求めます。和野補佐。

**事務局（和野補佐）**

葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見を求められたことについて、資料を別に添付し



ておりますが、説明につきましては、農地に係る部分のみの説明とさせていただきますので、その他の内容につきましては、別添資料をお目通しいただきたいと思っております。議案書は 13 ページから 14 ページをご覧ください。農地の案件は 5 筆となります。この案件は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、計画を変更する場合に、市町村は農業委員会等から意見を聴取することとされており、これに対する回答内容についてご審議いただくものでございます。まず、13 ページの 1、農用地利用計画の変更概要でございますが、(1)土地利用の状況（変更前の状況）の行政区域の総面積は町全体の面積でございます。次の段の農業振興地域、これは総合的に農業振興を図るべき地域で 29,252ha のうち農用地区域が 15,430.4ha となっております。これは集団的に存在する農用地など生産性の高い農地等で農業上の利用を確保すべく指定された土地になります。次の(2)農用地利用計画の変更をご覧ください。農用地区域から除外するのは 0.26ha で、このうち現況が農地のものが 0.2ha、農用地区域へ編入するのは 0.12 ha で、このうち現況が農地のものが同じく 0.12 ha で、本日も審議いただく内容となります。

14 ページをご覧ください。農用地区域から除外される 0.2ha の内訳であります。資材置場の案件が 2 件、植林が 1 件で、面積は 2,057 m<sup>2</sup>となっております。農用地区域へ編入される 2 件は、面積 1,222 m<sup>2</sup>となっております。

15 ページの事業計画概要書をご覧ください。1 件目の案件は、事業計画者は●●●●●の●●●●●さんで、除外の申請は 2 筆、738 m<sup>2</sup>です。所有者が亡くなったあと、現在、相続財産管理人が管理しており、ここ数年は耕作されていない農地となっております。申請者は隣接地で●●●を営んでおり、現在敷地内にある資材保管場所が手狭になり、作業効率のよい当該地を資材置き場として選定したものです。16 ページの検討表をご覧ください。申請地は、宅地や原野化している農地と隣接しているため、効率的な農作業を行うために必要な農地の連担性に大きな支障は生じないと思われ、資材置き場として活用することは妥当な判断となっております。また、他の農地に影響を及ぼすおそれがないことなどから、農用地区域から除外については、特に問題はないものと思われ。位置図は、17～20 ページの図面をご覧ください。次に、21 ページをご覧ください。2 件目は、●●●●●の●●●●●さんで、●●第●地割字●●●の畑 1 筆 1,319 m<sup>2</sup>の農地となります。周りを山林や原野に囲まれた場所にあり、道幅も狭く危険が伴うため、農地として利用するには条件が悪く、植林し有効活用を図りたいというものです。22 ページの検討表をご覧ください。申請地は、山林や原野に囲まれており、農地として利用するには条件が悪いため、植林をして有効活用を図ることは妥当な判断となっております。また、他の農地に影響を及ぼすおそれがないことなどから、農用地区域から除外については、特に問題はないものと思われ。位置図は、23～25 ページをご覧ください。

次に、26 ページをご覧ください。3 件目は、●●●●●の●●●●●さんで、●●第●地割字●●●の畑 1 筆 687 m<sup>2</sup>の農地となります。集団的に存在する農地であるため、農用地区域へ編入し、集団的農地をとして利用していきたいというものです。現在も、隣接する農地と一体的に利用されていることから編入は問題ないと思われ。位置図は、27～29 ページをご覧ください。

次に、30 ページをご覧ください。4 件目は、●●●●●の●●●●●さんで、●●第●地割字●●●の畑 1 筆 535 m<sup>2</sup>の農地となります。集団的に存在する農地であるため、農用地区域へ編入

し、集团的農地をとして利用していきたいというものです。現在も牧草地として、隣接する農地と一体的に使用されていることから、編入については問題ないと思われます。位置図は、31～33ページをご覧ください。以上でございます。

**議 長（深澤会長）**

この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を9番外平委員にお願いします。

**9 番（外平委員）**

現地確認の結果を報告します。番号2の2筆の農地は、すでに原野化していることから今後も農地としての利用が見込めないものです。隣接する活用されている農地もないことから、除外は妥当と判断しました。番号3の農地は、すでに原野化しており、周囲も山林であり、進入路も狭い場所で、今後農地として利用する見込みもないことから除外は妥当と判断したものです。番号4の農地は牛舎の近くでもあり、スタックサイロを設置し、飼料保管場所として活用しており、今後も農地として活用される見込みであることから、編入は妥当と判断したものです。同じく番号4の農地は、牧草地として現在隣の農地と一体的に使用されており、今後も農地として活用される見込みであることから、編入は妥当と判断したものです。

**議 長（深澤会長）**

以上で報告が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

**議 長（深澤会長）**

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長（深澤会長）**

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第6号、葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

**議 長（深澤会長）**

挙手全員です。よって議案第6号、葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、同意することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。

以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第25回総会を閉会いたします。